平成22年4月 教育委員会定例会会議録

- 開会の日時
 平成22年4月23日(金) 午前9時30分
- 2 出席委員

齋藤道子委員長
森武洋委員
三浦溥太郎委員
三塚勉委員
永妻和子委員(教育長)

小 安 仰 丁 安 貝 (教育文)

3 出席説明員

井手之上 修 管理部長 管理部総務課長 秋 本 丈 仁 管理部教育政策担当課長 大 川 佳 久 管理部教職員課長 髙 橋 淳一 管理部学校管理課長 藤 田 裕行 生涯学習部長 外 昌 宏 III 生涯学習部生涯学習課長 和宏 平澤 生涯学習部学校教育課長 中 俊 史 Щ 生涯学習部学校保健課長 幸夫 飯 島 生涯学習部スポーツ課長 学 伊 藤 教育研究所長 团 部 優子 教育情報担当課長 野 間 俊 行 中央図書館長 根 本 博 行 博物館運営課長 横 治 久 Щ 美術館運営課長 石 渡 尚

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の大要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。

議案第19号から第21号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙 手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成 22 年 3 月 17 日から本日までの主な所管事項についてご報告させていただきます。

はじめに、学力学習調査についてです。4月20日に今年度の全国学力・学習 状況調査が実施されました。昨年までの悉皆調査から抽出調査へと実施方法が 変わり、横須賀市も抽出対象校が調査に協力いたしました。

横須賀市としましては、今年度から神奈川県の学習状況調査の実施内容が変更されることもあり、本市の目指す子ども像である「人間性豊かな子ども」を育成するためには、児童生徒一人一人の状況の把握が必要であることから、教育委員会の諮問機関として「横須賀市学力及び健康・体力状況調査あり方検討委員会」を設け、調査方法等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、新規採用教員についてです。4月1日に教育委員会職員及び教職員の辞令交付式を行いました。特に新規採用の教職員については、昨年度末をもって101名の退職者があったこともあり、新たに113名が教職員として着任いたしました。

学習指導要領の改訂、子どもや保護者へのきめ細やかな支援等、課題が山積する中、教師の人材育成が急務です。学校内での教師の年齢構成は中間層が極端に少ないV字型に偏っており、学校力の低下が懸念されることから、教育研究所が行う研修に加え、学校総がかりでの人材育成、オン ザ ジョブ トレーニングを中心に、学校運営を行っていただくよう、学校長会議において依頼をいたしました。

最後になりますが、第59回横須賀市中学校総合体育大会総合開会式についてです。4月17日に横須賀アリーナで、第59回横須賀市中学校総合体育大会総

合開会式を開催いたしました。当日は武山中学校吹奏楽部による演奏により、 市立中学校、横須賀学院中学校の計 25 校の代表生徒 1,300 名が堂々の入場行進 を行いました。

今回は「今こそが、君が輝く夢の瞬間(とき)」のスローガンのもと、約4,582 名の生徒が競技に参加する予定です。また、当日はお忙しい中、教育委員会委 員の皆様にもお越し頂き有難うございました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第18号『平成23年度使用教科書図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

それでは、議案第 18 号『平成 23 年度使用教科書図書採択基本方針について』 ご説明させていただきます。

初めに、教科書採択の仕組みからご説明させていただきます。恐れ入りますが、4ページをご覧ください。仕組みの中の左上になりますが、採択は、教育委員会で決定いたしますが、教育委員会への原案を作成するために、中程にあります「採択原案検討委員会」、その下の段にある「調査専門部会」「事務担当部会」を設置して検討を進めてまいります。

「調査専門部会」でございますが、教科ごとに教科書の内容を細部まで検討し、その調査結果を「採択原案検討委員会」に報告いたします。「事務担当部会」につきましては、教科用図書展示会を活用して、各学校において検討した調査結果をまとめます。この2つの部会からあがった報告を「採択原案検討委員会」で検討いたしまして、教育委員会に報告し、決定をいただくことになっております。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。横須賀地区が平成23年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、優れたものを選定するための採択基本方針を示すものでございます。

平成23年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりでございます。 教科用図書の採択にあたっては、

1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。

- 2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。
- 3 教科用図書について、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。 の3点でございます。

小学校・中学校におきましては4年おきに採択がございます。

小学校は採択替えを行う年度となります。従いまして、先ほどお示しいたしました「採択原案検討委員会」「調査専門部会」「事務担当部会」を設置いたします。

2番目にあります中学校につきましては、今年度は採択替えを実施いたしません。従いまして、22年度の需要数報告という事務に対応するため、事務担当部会のみ設置いたします。

3番の高等学校・特別支援学校(特別支援学級を含む)は、毎年採択替えを 行います。従いまして、小学校と同様に「採択原案検討委員会」「調査専門部会」 「事務担当部会」を設置いたします。

2ページ目をお開きください。 2ページ目は「教科用図書採択原案検討委員 会設置要綱」でございます。

要綱の内容につきましては昨年と変わるところはございません。教科用図書採択原案検討委員会の委員の任期は、6月1日より8月31日までといたします。

3ページ目をご覧ください。3ページ目には、各専門委員会の構成を示して おります。採択原案検討委員会の構成につきましては、採択替えを行う、小学 校・高等学校・特別支援学校について保護者代表や市民の代表を入れ、47名で 組織いたします。調査専門部会は、小学校・高等学校・特別支援学校に組織い たします。事務担当部会は、採択替え事務と、採択事務を行うため、すべての 校種に組織いたします。

なお、教科用図書展示会を6月18日から7月1日まで、横須賀地区教科用図書センター(研究所)と、ヴェルクよこすか(横須賀市立勤労福祉会館)で開催いたします。

情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付いたしましたら、できるだけ速やかに、市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、平成23年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(森武委員)

最初の説明の時に、4ページの仕組みのところで、事務担当部会について、 教科書展示会を通して各学校に調査をするというお話があったかと思いますが、 具体的にはどのような調査になるのでしょうか。

(学校教育課長)

各学校には教科書が送付されませんので、展示会に各学校の職員が出向いて全ての教科書について全職員で見まして、その状況を学校として取りまとめて、学校としての調査結果はこのようである、ということを上げていただくものでございます。

(森武委員)

そういたしますと、採択原案検討委員会には、その調査専門部会の教科ごとの調査結果と、各学校からの学校としての意見がまとまった調査結果との2種類が上がってきて、それをもとに原案を検討されるということでよろしいのでしょうか。

(学校教育課長)

そのとおりでございます。

(三塚委員)

採択原案検討委員会の高校部会のメンバーのところですが、従来は高校が3 校ありましたから、校長代表という表記でよかったと思いますが、実際には今 は高校が1校しかないということと、教頭代表となっていますが実際には副校 長が事務の取り扱いを行っているという状況がありますので、小学校、特別支 援学校と併せてこのような表記なのか、お考えを伺いたいのですが。

(学校教育課長)

校長代表につきましては、委員のご指摘があったとおり3校時代のものを引きずっていると考えておりますので、今後、検討していきたいと思います。教頭代表につきましては、副校長を含めてお読みいただくということで教頭代表という形で考えております。

(三塚委員)

採択とは関わりがないのですが、小学校の英語活動の教科書はないと思いますが、教材等も含め、どのように学校へ指導されているのかお聞きしたい。

(学校教育課長)

国の教科書にあたるものについては参考資料として出ておりますけれども、 市としては1年生から行っているということもありますので、市独自の「ハッ ピータイム」というものを作成しまして、それをお使いいただきながら、学校 で授業を進められるように準備を整えております。「ハッピータイム」の資料に併せまして、あくまでも参考資料ですが1時間ごとの授業プランをお付けしております。学校が独自で行われることについて、これを行わなければならないというものではないのですが、導入時期ということで参考資料として指導案まで提示して、学校で進めていけるように準備を進めております。

(生涯学習部長)

さきほど、学校教育課長から教科書展示会の日程について、6月18日から7月1日とお知らせさせていただきました。教科書は確保部数が決まっておりまして、教育委員会にも2部、2箇所にしか置く手がありません。そこで、全ての学校の先生、採択原案検討委員会の保護者の方、全ての方がそこに行って様々な教科書をご覧いただくような形となります。恐れ入りますが、教育委員会委員の皆様方もそちらにお出かけいただきながら、教科書をご覧いただくというような作業がこの時期にあります。大変お忙しいとは思いますが、6月18日から7月1日のこの時期の中で教科書をきちんと見ていただき、採択をまた教育委員会委員の方々にお願いするということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(三塚委員)

我々も当然、行かせていただく訳ですけれども、やはり学校の先生方が展示会に行けるような状況を作ること、どういう配慮をしたら学校の先生が行き易いか、保護者の方もいらっしゃると思うのですが、一人でも多くの方が展示会に参加できるように、方法的な面を含めて配慮していただければ有難いと思います。

(生涯学習部長)

とても大切なことでございます。教科書センター1箇所で長い間行っていたものを2箇所にしました。夜8時まで開けているということですので、学校の先生も子どもがいる間はこちらに来ることができませんけれども、時間を見つけていただいて、久里浜と横須賀中央という2つの会場でどちらでも同じようにと思っておりますので、そういった配慮をさせていただきながら実施していきたいと思っております。

(齋藤委員長)

今、三塚委員からお話がありましたように、できるだけ多くの方に見ていた だき易い環境の整備ということを今後ともよろしくお願いいたします。採択の 原案が作られます間は、色々な部会の方、或いは委員会の方々は膨大なお仕事をしていただくことになります。我々教育委員会委員も責任を持って実際に足を運んで教科書を点検させていただきたいと思いますので、採択の基本方針に沿って横須賀市として良い結果を出せるようにお互いに協力して頑張っていきたいと思っております。関係部局の方もどうぞよろしくお願いいたします。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって原 案どおり可決、確定する。

日程第5 『教育長の臨時代理による事務の承認について』(市立学校職員の 勤務時間に関する規程中改正)

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第22号『教育長の臨時代理による事務の承認について』をご説明いたします。

はじめに教育長が事務を臨時代理するに至った経緯についてご説明いたします。教育長の臨時代理による事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」及び「教育長に委任する事務等に関する規則」にその規定がございまして、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長が臨時に代理することができるとされております。

今回、教育長が「市立学校職員の勤務時間に関する規程の改正」の事務を臨時に代理いたしましたのは、本市の4月1日付による規則改正により、急遽、教育職員の規程の改正を要したからであります。

具体的に申し上げますと、本市の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例施 行規則」第2条において、週休日の振替の期間が明記してあり、市立学校職員 もこの規定を準用しておりました。

しかし、このたび当規則の改正により振替期間の訂正を行うと聞いておりましたが、但し書きが追加されたのみで、期間の明記がありませんでした。

これにより、教育委員会として「市立学校職員の勤務時間に関する規程」の中で具体的に表記する必要性が生じました。

しかし、本市の規則改正の施行日が平成22年4月1日でありましたことから、 規程の改正を3月の教育委員会定例会でご審議いただくには時間がありません でしたので、教育長が臨時に事務を代理し、本議案によりそのご承認をいただ こうとするものでございます。

続きまして、規程の改正の内容についてご説明いたします。今回改正いたしますのは、「市立学校職員の勤務時間に関する規程」です。 3ページの説明資料1 (1) をご覧ください。

本市の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」の中で「週休日の振替等」に関して、勤務日を起算日とする4週間前から8週間後と規定しておりますが、そのあとに「ただし、職務の特殊性等により、任命権者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない」との規定を追加しました。

このため、説明資料(2)のとおり、教育委員会規程の中で特別の理由として「部活動における対外運動競技等の会場へ生徒を引率する場合」は「8週間後」を「16週間後」とする規定を新たに追加し、第4条としました。

これにより、振替を取得できる期間が延長し、職員が長期休暇中に振替を取ることが可能になりました。

なお、市立学校に勤務する県費負担教育職員は、平成18年4月から県の人事委員会の許可により、この規定を実施しており、教育職員の特殊性を考慮し改正に至ったものであります。

次に説明資料2(1)をご覧ください。

このたびの人事異動により市民病院からの任用替で、ろう学校に言語聴覚士、 養護学校に理学療法士、作業療法士及び看護師を配属いたしましたが、業務の 実態として他の県費職員との連携、均衡が必要であり、勤務時間を同様にする 必要がありました。

このため「市立学校職員の勤務時間に関する規程」第1条で勤務時間の割振りに、ろう学校及び養護学校を追加し、さらに第4条で休憩時間を教育職員と同様の45分に改正するものであります。

なお、この規程は、平成22年4月1日から施行します。

以上で説明を終了させていただきます。

(三塚委員)

8週間後が16週間後に変更になるということは、教育活動に支障を来たさない配慮ということで非常に良いことだと思います。こちらに書かれている特別の理由の、部活動における「対外運動競技等の会場へ生徒を引率する場合」にある対外運動競技等の範囲は任命権者としてどう考えたのか伺いたい。

(教職員課長)

運動部につきましては公式試合を考えております。文化部につきましては公 式試合に準ずるもの、現在のところ、具体的に申し上げますと吹奏楽部の演奏 活動がこれにあたるのではないかということで話を進めております。文化部の公式試合に準ずるという線引きは難しいものがありますので、調整をしながらということが今後出てくると思います。

(三塚委員)

部活動に限定されていると思うのですけれど、学校からすると、例えば学校 行事、生徒会等で引率する場合があると思います。或いは部活動で言えば練習 試合もそうですが、練習試合も含まないということなのでしょうか。そのよう なものは「等」には入らない、また部活の中には生徒会活動は入らないという ことでしょうか。

(教職員課長)

県立高校が平成16年から部活動等としており、文化部のほうにまで県は踏み込んでいないのですけれども、既に行われております。平成18年から、小・中学校のほうで同様に部活動等ということで、小学校には部活動というものはないのですけれども、公式戦というように明記して既に施行されております。そちらとの均衡を図る意味もありまして、今回の規則の中では、先ほど申し上げましたような改正をさせていただいたところもございます。

(管理部長)

審議の途中ではございますが、議案第22号につきまして、一部、文言の誤りがありましたので、ここで訂正のご審議をお願いしたいと思います。1ページ目の第4条第1項にあります「作業療法士及び看護士」の「看護士」の「士」という字に誤りがございましたので、こちらを訂正した形で議案を提出したいと思いますのでご審議をお願いいたします。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案22号は第4条第1項本文中「看護士」を「看護師」に修正し、その他は原案どおり「総員挙手」をもって可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『学校選択制に関するアンケート集計結果について』

(教育政策担当課長)

それでは、本年4月に中学校に進学した生徒と、その保護者及び本年3月に中学校を卒業した生徒を対象に実施しました「学校選択制に関するアンケート」の集計結果についてご報告いたします。

この中学校における学校選択制は、平成15年度入学者につきましては、中央ブロックの4校で、平成16年度入学者につきましては中央及び衣笠ブロックの8校で試行導入し、平成17年度入学者から全中学校に導入し、今年度で全市導入7年目となります。

お手元のアンケートの集計結果4ページをお開きください。調査の概要として、1の目的でございますが、学校選択制の検証と、課題の整理をするために、 毎年2月に実施しております。

2の対象でございますが、小学校につきましては、この4月に中学校へ入学した当時6年生児童とその保護者を対象として、48校中24校を抽出いたしました。また、中学校につきましては、今回は3年生を対象に24校中12校を抽出し、それぞれ各学校1クラスに調査を実施いたしました。対象となりました小・中学校につきましては、5ページの表のとおりでございます。

3の実施方法ですが、各小・中学校を経由してアンケート用紙を配付し、回収いたしました。アンケートは、27ページ以降に参考までに添付してございます。

4の実施期間ですが、本年2月1日から15日までといたしました。

また、5の回収数・回収率は、表に記載のとおりでございます。なお、小・中学校の教員につきましては、3年に1度実施することとしております。前回は平成20年2月に実施いたしましたので、次回は本年度末、平成23年2月のアンケートにおいて、調査対象とする予定でございます。アンケートの全体的な結果につきましては、昨年度から大きく傾向は変わってはおりません。

次に概要につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが8ページをお開きください。小学6年生の保護者の回答でございますが、問1「制度についての理解度」では、学校選択制について、「理解している」「だいたい理解している」人は93%となっており、制度として浸透していることがわかります。

次に10ページをお開きください。問3「学校を選んだ理由」について、保護者に聞いたところ、例年どおり「学校の近さや通学のしやすさ」「地元の中学校」「友人関係」が上位を占めております。選択制で、学区外の学校を選んだ人だけでみますと、「学校が落ち着いていそう」ということを理由に選択した人が多くなっております。

次に11ページの問4の上のグラフをご覧ください。中学校を選択できたことについて聞いたところ、小学校6年生の保護者は、68%が「選択制はあった方がよい」と回答しています。3人中約2人が良かったと言っていただいておりますが、まだまだ改善していかなければいけない点があろうかと思いますので、引き続き制度について検証していきたいと考えております。

次に 12 ページをお開きください。問5のグラフをご覧ください。「学校選択制の導入による学校への関心」について保護者に聞いたところ、「もともと学区

の学校へ通うつもりで関心はなかった」と回答した人が 41%、「以前と比べて関心が高まった」と回答した人が 36%いました。

25ページをお開きください。問4のグラフは、「自分が選択した中学校に進学したことに対する意識」について中学3年生に聞いた結果ですが、学校選択制で学区外の中学校を選んだ人ほど、学校に対する意識が高いことが伺えます。全体では、「期待はずれだった」と回答した生徒が3%だったのに対し、「自分で選択した学校であるという意識がある」「目的を持って学校生活を送っている」「学校は考えていたとおりで、行きたい学校に通えてよかった」と回答した生徒が合わせて43%となっており、学校選択制は子どもたちにとって有効な施策であると感じております。

学校選択制は、全市に導入して6年が経過いたしましたが、昨年度、この制度を利用して新入生3,710人のうち344人、率にして9.3%の方が学区外の学校に通っております。これまでも8%台で推移しておりましたが、今回初めて9%台に乗りました。制度としての、認知度は高いと考えますが、引き続き色々なご意見を伺いながら、よりよい制度とするための努力をしてまいりたいと思っております。

以上で、「学校選択制に関するアンケート」の報告を終わります。

(森武委員)

このような調査をされて、今後さらに良い制度に改善を検討していきたいというお話があったと思うのですが、具体的にはこの制度のどの部分をどのように変えるという案をお持ちなのか、このようにしていきたいという長期的なものでも結構ですが何かあればお伺いしたいと思います。

(教育政策担当課長)

制度そのものは浸透していて肯定的な意見が多いということで、現在のところ見直しは考えておりませんが、今回のアンケートの中でも中学3年生の回答の中で、選択する際に困ったことということで「噂のようなものがある」「比較する際に困った」とありますので、選択する際の情報の提供の仕方について、より良いものにしたいと考えております。

(森武委員)

今のお答えにもありましたが、例えば24、25ページにあります中3生徒のところを見ますと、問3の「学校間の違いがわかりづらい」などが今のお答えの部分だと思うのですが、ほかに問4の「目的を持って選択したが、考えていたとおりではなく期待はずれだった」という方で、パーセントは低いですけれども学区外を選ばれた方が倍以上だったのは、恐らく意識を持って学区外を選んだが結果的に3年間で想像していたのと違ったということだと思いますので、

情報の周知、或いは広報を今後もう少し高めていかれたほうが良いと思います ので、是非ご検討いただければと思います。

(三塚委員)

15ページの自由記入欄の②の方ですが「がっかりした」「受け入れられなかった」の理由というのは追跡調査等で判るのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今回、久里浜中学校につきましては、受入れ枠以上の希望者がいらっしゃって抽選となってしまいまして、10名の方が希望どおりに選択できなかったという結果となってしまいました。10名のうち3名が繰り上げ当選したので、最終的には7名の方が通えなかったのですが、どうしても学校の受入れ枠がきまっておりますので、希望者が多い学校はこのような形で選択できないという状況が出てきております。

(森武委員)

今のご質問に関係するのですが、学校選択制は基本的にはブロック制で、隣接するところだけブロックを越えて選択できるという制度だと思うのですが、横須賀においては鉄道・バス路線が必ずしもブロックの中だけではないと思います。通学時間ということを考えるとブロック外でも十分通えるのだけれども、ブロックの制限で通えないとうことがある。例えば、今の②の方も、他のところも隣接していないから通えないということがあるようですし、このブロック制というのはどのようにお考えなのでしょうか。

(教育政策担当課長)

鉄道というお話がありましたが、基本的にはエリアの通学時間、安全性、或いは生徒指導上、学校からあまり遠くに生徒がいることは好ましくないと考えております。まず物理的な距離を一定の範囲内におさめるということで、ブロック制を採用させていただいております。

(森武委員)

では、それをもう少し柔軟に広げるというようなことは今のところ検討事項にはないということでよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今のところは考えておりません。個別の理由でブロックを超えて他の学校へ

通うということは制度上ございますけれども、この制度の中では、当面はブロックの中で運用していきたいと考えております。

(三塚委員)

同じページの⑥の方ですが、6年生にだけ学校の情報を、ということではなく、5年生あたりから長いスパンで学校選択の趣旨やその理解を図るというような建設的な意見を書かれていらっしゃると思うのですが、見解はお持ちでしょうか。

(教育政策担当課長)

現状では、6年生を中心に説明をしておりますけれども、このようなご意見もございますので、今後、もう少し早い段階で情報提供できないか検討してまいりたいと考えております。

『横須賀市教育振興基本計画について』

(教育政策担当課長)

横須賀市教育振興基本計画についてご説明させていただきます。

教育に関する基本的な目標及び施策を体系的に示すものとして、本市では、 平成13年度に横須賀市教育基本計画(よこすか未来人プラン)を策定いたしま した。この計画は、平成14年度から23年度までの10年間の計画期間を持つ計 画でございますが、これを平成22年度までの計画に変更し、今年度改訂を行い、 横須賀市の基本計画と同じく、平成23年度から33年度までの11年間の計画期 間とする「横須賀市教育振興基本計画」を新たに策定しようとするものでござ います。

本日は、教育振興基本計画の策定にあたっての基本的な方向性、スケジュール、策定体制などについてご報告申し上げます。

お手元の資料、1ページをご覧ください。1の計画策定の趣旨でございますが、横須賀市の教育に関し、今後11年間を通じて目指すべき教育の姿と総合的かつ計画的に取り組むべき具体的な施策について、「横須賀市教育振興基本計画」として定めることにより、本市の教育の振興を図ろうとするものでございます。

2の経緯ですが、平成18年に「教育基本法」が改正され、第17条(教育振興基本計画)において、国は教育の振興に関する施策の基本的方針等について、 基本的な計画を定めることが義務化され、平成20年7月に教育振興基本計画を 策定いたしました。また、地方公共団体は、国の計画を参酌・参考にし、地域の実情に応じた計画の策定に努めることと、努力義務が規定されました。これら法改正の趣旨を受け、また、現行の横須賀市教育基本計画の計画期間の終了が近いことから、現行計画を改訂し、横須賀市教育振興基本計画を新たに策定しようとするものでございます。

3のスケジュール・検討体制ですが、恐れ入りますが3ページ目の横長の表をご覧ください。まず、計画策定に先立ちまして、事前準備として、平成21年度末に、市民からご意見を伺うため、下から2段目の教育アンケートと1番下段の関係団体ヒアリングを行いました。なお、これらにつきましては、現在編集作業を行っておりますので、まとまり次第、別途、教育委員会委員の皆様にはご報告させていただきます。

次に、本年度のスケジュール・検討体制ですが、1番上の教育振興基本計画 策定検討委員会は、学識経験者、関係団体からの推薦委員、公募市民からなる 検討組織で、検討案については、この委員会を中心に検討を進めてまいります。 5回の会議を開催する予定で、4月28日に第1回目の委員会を開催し、計画の 方向性についてご審議いただき、2回目では骨子案・大枠の案の審議、3回目 には骨子案に肉付けをした素案の審議、4回目は素案の修正、5回目は教育委 員会に議案としてお諮りする計画原案を策定してまいりたいと考えております。 なお、最終ページには委員名簿を記載しておりますので、後ほどお目通しをお 願い申し上げます。

上から2段目の教育基本計画進行管理PT (プロジェクトチーム) は、教育委員会各課職員で構成する内部のプロジェクトチームで、ここでは上段の教育振興基本計画策定検討委員会で検討する案の作成を行い、計画策定検討委員会とやりとりをしながら計画案の策定を進めてまいります。

3段目は教育委員会でございますが、計画の最終決定機関となります。教育委員会委員の皆様には、本日の説明を含め、進捗状況に応じて適宜、教育委員会定例会でご報告をさせていただき、ご意見を伺いながら策定を進め、平成23年3月の教育委員会定例会で議案として計画決定のご審議をお願いする予定でございます。

上から4段目、5段目の社会教育委員会議、スポーツ振興審議会は、法定の 附属機関でありますので、それぞれ専門的な見地からご意見をいただきたいと 考えています。

下から4段目の市議会報告等ですが、本年6月の市議会第2回定例会では、 基本的な方針等を報告し、9月の第3回定例会以後はその時点での計画案等を 報告し、ご意見をいただいてまいります。計画策定につきましては、ただ今ご 説明したスケジュール、策定体制を基に進めてまいりたいと考えております。 恐れ入りますが、資料の1ページ目にお戻りください。4の教育振興基本策定に当たっての基本的な方向性についてでございますが、①の構成については、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の3編に分け、このうちスポーツ編については、横須賀市における「スポーツ振興基本計画」として位置付けてまいりたいと考えています。

「スポーツ振興基本計画」はスポーツ振興法で、地方公共団体に策定が義務付けられていますが、本市では現在この計画を持っておりませんので、スポーツ編を位置付けてまいりたいと考えております。

なお、学校教育、社会教育それぞれ共通して取り組まなければならないものなど、各編をまたがる取り組みについては、それぞれの編に記載するなど、横の連携についても十分に注意をしてまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。②の他の計画との関連性についてですが、現在、 策定中の市の基本計画における分野別計画として位置付けてまいります。また、 国の教育振興基本計画を参考にしてまいりたいと考えております。③の掲載内 容などについては、施策だけではなく、具体的な実施事業についても掲載し、 実施計画を兼ねた内容としたい、また、なるべく簡潔で分かりやすい形に整理 し、常に手にとって使える、役立つ計画にしたいと考えております。

以上で、横須賀市教育振興基本計画についての第1回目の報告を終わります。 今後も引き続き、教育委員会定例会において教育振興基本計画についてご報告 申し上げますのでよろしくお願いいたします。

(齋藤委員長)

3ページの表にありますアンケートとヒアリングについて、内容はもちろん 教育振興基本計画の中身を充実させるためにおやりになっていることは分かる のですが、対象となっている団体や個人というのはどのくらいの数で、どのよ うなところにお聞きになったのか教えていただきたいのですが。

(教育政策担当課長)

アンケートでございますが、本年1月から3月にかけて実施いたしました。 種別としましては、学校教育、社会教育、スポーツ関係です。学校教育につき ましては、児童・生徒、保護者、教員、一般市民の方に調査をかけさせていた だきました。社会教育につきましては一般市民の方、スポーツについては児童・ 生徒と一般市民の方で、調査を実施した数がトータルで約8,000件ございまし て、そのうち回収した数が約5,000件でございます。内容的には、学校教育に ついては横須賀市の抱えている教育課題の把握、現在行っている教育政策に対する評価など、社会教育につきましては余暇の過ごし方、生涯学習活動の経験、市の施設で利用している施設など、スポーツにつきましては日常どのようなスポーツをしているかなどです。これらにつきましては、今、集計をしておりまして、クロス集計をしたり簡単なコメントを記載したりするなどしてご報告をさせていただきたいと思っております。ヒアリングについては、8団体のヒアリングを行いまして、小学校校長会、中学校長会、三浦半島地区教職員組合、障害者施策検討連絡会、PTA協議会、生涯学習センター・コミュニティセンターの利用者、図書館ボランティア関係団体、スポーツ振興審議会から伺っております。

『社会教育委員会議の提言について』

(生涯学習課長)

お手元の報告事項(3)の資料をご覧ください。表紙にございますように、去る平成22年3月社会教育委員会議からいただきました提言『本市における「学社連携」「学社融合」その現状と今後の展望』についてご説明申し上げます。恐れ入りますが1ページをご覧ください。1ページの「1. はじめに」で本テーマを取り上げていただいた主旨についてご説明いたします。2段落目にございますように国の審議会等で再三わたりまして「家庭・地域・学校の連携」「地域教育力の活用」「学社融合の重要性」などが述べられてきておりますけれども、本市におきましては、現場での事例はそうした連携は数多くございますが、その理念が各種計画による政策として柱立てをされていない、従って将来的な方向性が明確ではないという認識を持っていただいたところでございます。

また、過去の社会教育委員会議におきましていろいろな検討をしていただいたのですが、地域、或いは社会教育と学校教育の連携、融合については議論を深めてこなかったという意識を持っていただいたということで、今後の本市教育行政におきます学校教育、社会教育の更なる連携、融合の施策の方向性について検討するということが、生涯学習社会の構築、或いは子どもたちの生きる力を育む土壌をつくることにつながるというご認識のもとに、本テーマを取り上げていただいたものでございます。

恐れ入りますが3ページをご覧ください。「4. 横須賀市の施策に見る学社連携・融合」ということで、現状把握をしていただきました。説明が重複いたしますが、本市の基本計画や分野別計画にあります教育基本計画におきまして「学社連携・融合」という柱立てはないということが現実にございます。ただ、「教

育の分野」では記載のような「学社連携・融合」に通じる記述があるということです。また、5に記載のとおり、地域や学校における実践例といたしましては、自然体験学習、福祉体験、職業体験などを行っているということを社会教育委員会議として把握していただきました。

恐れ入りますが4ページをご覧ください。「6.学社連携・融合を進めるための課題」といたしまして、学校における課題、また5ページにあります地域の課題、行政の課題という3つの視点から、課題の抽出をしていただきました。学校におきましては、教師だけの力では限界があること、地域とのコミュニケーションが不足していること、地域を活用する場がカリキュラムに組み入れられていないこと等の課題があるということでございます。また、地域におきましては、地域が子どもを育てるという理念が少し欠けている部分があるのではないかということ、有能な人材がたくさんあるにもかかわらず、その把握ができていないこと、皆さんが学んだ成果をどこにどうやって活かせばよいのかわからないこと等の課題があるということでございます。行政の課題といたしましては、施策が体系化されていないこと、行政内部でも横断的な連携が希薄であること、受け入れる環境づくりが不足していること等の課題を整理していただきました。

6ページをお開きください。「7. 学社連携・融合の実現に向けて」でございますが、実現に向けて検討すべき点として6つのポイントを挙げていただいております。主なものといたしましては、学校支援のための色々な施策が更に必要であるということ、学校と地域とのマッチング・橋渡しは誰が行っていくのかということ、既存の組織との連携はどうするのか、予算の問題もある、ということでございます。

そうしたことを受け、提言に向けての方向性といたしまして、1つの大きなキーワードとして「コミュニケーション」を挙げていただいております。コミュニケーションを図ることが何よりも重要であるという視点、学校と地域社会との架け橋となるコーディネーターが必要ではないかという提言をいただきました。

具体的な方法、施策の提言につきましては、9で6ページから7ページにかけまして8点まとめていただきました。1点目といたしまして、市の基本計画、或いは教育基本計画におきまして「学社連携」「学社融合」を施策として柱立てをすることが必要であるということ、2点目といたしまして、学校・地域コーディネーターを養成し、配置をすること、3点目として、学校支援ボランティアの養成が必要であるということ、4点目として、学校側の意識改革も必要であるということで教職員研修を行うべきだということです。また、学校支援の環境整備・プログラム化、学校のニーズの把握をする必要があるということ、

コミュニティセンターとの連携や他の社会教育施設と学校の連携プログラムを 構築する必要があるということ、教育委員会と他の行政部門という行政内部の 連携が必要であるということ、以上8点につきまして具体的な施策の提言をい ただいたものでございます。

これが、2年間にわたり計9回のご議論をいただきました成果でございまして、私共といたしましては、今年度、策定いたします教育振興基本計画と市の基本計画にこの提言の中身をしっかりと位置付けて、施策に反映させるように努めてまいりたいと考えております。ご報告は以上でございます。

(三塚委員)

教育委員会委員としてもこの提言を具体的にどのように受け止めるかということにおいて、事務局ではこれを受けて具体的な施策が出てくることと思いますが、委員としても検討する場が必要だと思います。計画への意見反映だけでなく委員にも練らせていただく、是非そのような機会を設けていただきたいと思います。

(生涯学習課長)

この会議の議長でありました松本委員から提言をいただくにあたりまして、 今、委員に仰っていただいたように、本当はご自身が出席して教育委員会委員 の皆様にも提言の主旨をご説明したいというご意思を示していただいたのです けれども、事務局がしっかりと説明して解っていただいて、施策に反映してい くようにと承っておりますので、是非そのような機会があれば委員の皆様にも お願いしたいと考えております。

『横須賀美術館 平成21年度の観覧者数等について』

(美術館運営課長)

横須賀美術館の平成21年度観覧者数等について報告いたします。横須賀美術館は開館3年目、ほぼ運営が軌道に乗ってきた時期であり、今後の美術館運営のベースとなる数値と考えております。

資料をご覧ください。まず、美術館を訪れた方の数であります「来館者数」ですが、224,729人で、前年比91.23%でした。この数字は、館の入口に設置しておりますオートカウンターの数値を集計したものです。次に、実際に展覧会をご覧いただいた方の数である「観覧者数」は、98,738人でした。前年比92.69%になります。観覧者数の内訳は、記載のとおり有料が63,452人、無料が35,286

人で、昨年度と比べ有料の割合が若干増加いたしました。

観覧者数と観覧料収入については、年度当初に目標設定しております。観覧者数が、102,000人、収入が45,745,000円でしたが、実情に合わせ補正を行い、目標設定を記載のとおり修正いたしました。目標達成率については、補正後の目標数値に対しては、99,28%とほぼ目標を達成いたしました。補正前につきましては、96.8%です。

観覧料収入は、36,006,150 円で、前年比約98%とほぼ昨年並みでした。目標達成率では、約89%であり、観覧者数の達成率と比べ、低い結果となりました。補正前では、78.71%です。

この理由は、これから分析を行っていきますが、一つには有料観覧者中の割引利用者の増加と考えております。当初目標が、達成できなかったことについては、新型インフルエンザや冬場の天候不順等の影響が大きかったと考えております。観覧料収入について、ほぼ前年並みであるのにかかわらず、目標達成率が低いことについては、目標設定が実情に合っていなかったためと思われますので、22 年度はこの反省を踏まえ観覧料収入目標を設定いたしました。

続いて駐車場関係について説明させていただきます。全体の利用台数は、33,484 台で、前年比約 103.54%です。目標達成率についても、115.86%と大きく上回りました。使用料収入につきましても、11,762,350 円で、前年比約 117.73%、目標達成率もほぼ同様の 114.31%と大きく上回りました。来館者、観覧者数減少の中、駐車場利用増加の理由については、これから細かく分析していきたいと考えますが、昨年度に比べ海や公園利用者の駐車が増加したのではないかと考えています。この駐車場は、公園利用者用としての位置付けもあり、かつ美術館利用者への支障も現在はないことから、好ましいことと考えております。今後、これらの数値を詳細に分析しますとともに、これからの運営に反映させてまいります。

なお、参考として、裏面に月別の観覧者数及び駐車場利用台数の表を掲載しておりますのでどうぞご覧ください。報告は以上でございます。

(三浦委員)

達成率のところの補正というのはどのような補正でしょうか。

(美術館運営課長)

歳入予算の下方修正に合わせて目標者数を減らしました。目標が達成できないことが明らかになりましたので、歳入予算を下方修正しまして、その時に来館者の人数も合わせて下方修正したものでございます。

(森武委員)

今のご質問を関係するのですが、その修正をかけられたのはいつ時点のこと なのでしょうか。

(美術館運営課長)

2月の市議会です。

(森武委員)

そうしますと、12 月、1月までの実績を元に補正をかけられたという解釈でよろしいのでしょうか。

(美術館運営課長)

はい。

(生涯学習部長)

横須賀市の全ての部局で予算を使いながら行っている訳ですが、ある程度の幅が見えたところで、整理補正といって2月の議会で全市の中で幾ら以上補正をしなければならないというものがあります。こちらの場合、収入が減になるということになりますと、当然それに見合った目標の人数に補正をかけなければならないという中で行ったものであります。その2月の議会の中での目標がこのような数値で、当初の目標よりは少なくなっておりますが、現実的なところで補正をしたという意味でございます。

(森武委員)

そうしますと、予算関係の補正をされるということですと、恐らく人数もそうですが観覧料収入が補正後に 100%に近づくような補正をされないといけないと思うのですが、観覧者数はほぼ補正どおり 99.28%ということでよいかと思うのですけれど、その段階でまだ 88.81%にしか収入が到らなかったというのは何か特別な事情でもあるのでしょうか。

(美術館運営課長)

さきほどもご説明をさせていただいたのですけれども、来館者の内訳の読みを私共のほうで誤ったということです。来館者には一般の料金を支払う方、或いは65歳以上の料金の方、無料の方、団体割引の方、それから昨年は、夕方は人が早目に引き上げてしまうという傾向がありますので、トワイライト割引という夕方になると入館料を割り引きするというサービスを途中から始めました

ので、最初の積算の根拠と若干のずれが生じたということで、達成されていない状況です。

(森武委員)

そのことも含めてなのですが、20 年度と 21 年度の比較で観覧料収入自体は 98.22%ということでほとんど変わっていないのですけれど、目標に勘案すると かなり減少しているとうことは、21 年度の読みとしてはもっと沢山の料金を支払う方が 20 年度より多いと思っていたけれども、実際はそこまで増えなかった という理解でよろしいのでしょうか。

(美術館運営課長)

そうです。もっときちんと分析してみないとわからないのですけれども、団体料金の適用を受けた方が多かったのではないかと考えております。

(森武委員)

こちらの理由の中に、インフルエンザや冬場の天候不順の問題を挙げられていたのですけれども、そのような理由ですと、22 年度はまた上昇するという理解もできますし、或いはそうではなくて現状としてこの 21 年度の実績がこのとおりであるなら 22 年度も同じように推移するのかなと思うのですけれども、実際のところはそのような分析をされて 22 年度に予定を立てられているのでしょうか。

(美術館運営課長)

今年度につきましては、また 10 万人という目標を設定しております。美術館がこの4月で開館4年目を迎えます。当初は、美術館ができたので行ってみようかという方、或いは建物の見学に来られる方がいらっしゃいましたが、そのような方が徐々に減りますので数字の上でもそうなっておりますけれども、観覧者数は微減であります。しかし、平成22年度は広報に力を入れることで、10万人達成を目標にしております。

(永妻委員)

事務局を総括する立場として、森武委員が仰ったように、美術館に多くの方にご来館いただく、そして楽しんでいただき、親しんでいただくことが大きな目標でございます。確かに開館3年ということで、数値の立て方など予算編成時にはなかなか難しい点もございますが、今、美術館運営課長が申し上げましたように様々な仕組み、仕掛けをより積極的に行いながら、多くの方にご来館

いただけるよう、そしてまた美術館の運営のあり方も含めて検討してまいりますので、そういう意味では今回は目標の達成が難しかった部分がございますが、 努力してまいりたいと思っております。

(理事者報告 なし)

(委員質問)

(永妻委員)

高等学校授業料無償化につきまして、なかなか法案がとおらなかったという 状況がございまして、予算では教育委員会として無償化に対応した措置を取っ ておりましたけれども、法案の内容が明らかになっている国等の通知の中で無 償化の対象にならない生徒がどのような範囲になったのか、また総合高校での 対応、今後の条例等の審議も教育委員会にかけられる訳ですが、その見込み等 につきまして、説明をお願いしたいと思います。

(学校教育課長)

高校の授業料無償化につきまして、3月31日の国会成立を受けまして、総合高校の生徒に係る授業料は原則不徴収となっております。原則外といたしましては、徴収しないことが高等学校の教育に要する経費の生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる場合となっております。要するに留年生と既に1回卒業したのだけれども、もう一度高校に入り直すという場合、こちらについては、各自治体の判断に委ねられている部分がございます。

横須賀市といたしましては、6月の議会で条例改正する方向で、今、準備を進めているところでございますが、留年生等の扱いにつきましては、神奈川県の県立高校が非常に多いので、そちらとの情報交換をしながら進めていきたいと考えております。今年度につきましては、留年生については周知期間が非常に短いということで県のほうでも不徴収とするということで決定しておりますので、それに準ずる形で検討していきたいと思いますが、既に1回卒業してもう一度入り直した生徒につきましては、再度、県の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

生徒、保護者への連絡につきましては国から文書が出ておりますので連絡を している部分がありますが、市の条例改正が6月になりますので6月の段階で 正式に決まったものについては、再度、連絡をします。特に、来年度から徴収 可能性のある留年生と、既に1回卒業してもう一度高校に入り直す生徒の今年度の授業料の部分につきましては、6月の改正を受けた形で通知をしたいと考えております。

(三塚委員)

中退者は除くということでしょうか。既に1回卒業して再入学という意味ではなく、途中で退学して再入学する生徒は対象外ということでしょうか。

(学校教育課長)

1回卒業して再入学する生徒は対象外ということで、中退の方については、 基本的には3年間という枠になるか、もう一度リセットしてゼロからとなるか、 また検討するということでございます。今、決めているのは、既に1回卒業し てもう一度高校に入り直す生徒、こちらは課程の違いで入ることができるとい う部分がありますので、そのような方がいらっしゃった場合には有料といった ことです。

(三塚委員)

例えば、定時制の場合には、3修制、4修制とやっておりますが、5年、6年と自分のペースで卒業を目指している生徒達もいる訳ですので、何年次で区切る、というルールは定時制の場合には難しくなってくると思います。今年は大丈夫ですけれども、どのような理由で留年しているか、6月の条例改正の際には定時制の生徒への配慮を是非検討して欲しいと思います。

(学校教育課長)

止むを得ない理由の留年生という言い方を国でしておりますけれども、止む を得ないというのはどこまでなのかまだ明確になっていない部分がありますの で、仰られたように、自分のペースでとか体調が悪くて、などについてどう勘 案していくのか、今後、慎重に検討していきたいと思います。

(森武委員)

今、定時制のお話がありましたけれども、全日制にそのような方がおられるかわからないのですが、可能性として、例えば病気などで結果的に単位が取得できず3年間で卒業できないことがあるかと思うのですけれども、それが止むを得ない理由に入るのかどうかということは、国が決めるのですか。それとも、国からおりてきて最終的には市が決めることになるのでしょうか。

(学校教育課長)

国は、どの対象までお金を出すかということで決定する部分がありますが、 どこから徴収するかという部分については最終的には市として決定するという 形になっております。然るに授業料の徴収・不徴収に関しては市で決めるとい う形です。

(森武委員)

確認ですが、国はある一定の基準で市のほうに授業料相当額を入れてきて、 それ以上に市で不徴収を認める場合は市の負担になるという意味で、市が決め てよいということでしょうか。

(学校教育課長)

そのとおりでございます。

他に質問等はなく、議案第19号から第21号は人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻平成22年4月23日(金) 午前11時05分

横須賀市教育委員会 委員長 齋 藤 道 子